

尾張旭市監査公表第11号

平成29年2月2日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

会計課

監査の指摘事項	措置状況
委託業務に関して、地方自治法第170条において会計管理者の事務内容が例示されており、また、尾張旭市会計規則第2条第3項において会計管理者等が定義されているが、予算執行に関する事務の専決権は市長であるため、会計課長が行う必要がある。	指摘事項については、以後の市長の権限に属する事務においては、会計課長が行うよう改めます。